

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年1月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100029号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2100010号

第1 結論

昭和51年*月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月から昭和54年3月まで

請求期間当時は大学生で、A市に在住していたが、実家のあるB市で住民登録をしていた。大学を卒業する頃、母から私の国民年金保険料を2年分納付していると聞いた上、母が作成していた家計簿には保険料納付についての記載があるが、請求期間の保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者は、「大学を卒業する頃、母から私の国民年金保険料を2年分納付していると聞いた上、母が作成していた家計簿には保険料納付についての記載がある。」旨主張しているところ、請求者が保管している請求者の母が作成していた家計簿(以下「家計簿」という。)によると、昭和53年4月28日の欄に「年金全納31,970」と記載されているほか、保険料納付を示す内容が昭和51年、昭和52年及び昭和53年に合わせて6回記載されている(以下「6回の記載」という。)ことが確認できる。

しかしながら、請求者は、「請求期間当時は大学生であった。」旨陳述していることから、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、20歳になった時に国民年金の任意加入手続を行い、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)の払出しを受けることが必要であるが、B市は、「請求者に手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。」旨回答している上、社会保険オンラインシステムの氏名検索による調査、及び国民年金手帳記号番号払出簿により昭和51年*月から昭和54年3月までの期間にB市において払い出された手帳記号番号を全件調査したものの、請求者に係る手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者に係る国民年金の

任意加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、家計簿の国民年金保険料に係る記載について、i) 請求者の母に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の母は、昭和50年6月16日から昭和59年10月20日までの期間において任意加入していることが確認できること、ii) 請求者の母に係る国民年金被保険者台帳によると、請求者の母は、昭和53年4月28日に、昭和53年4月から昭和54年3月までの保険料31,970円を前納していることが確認でき、家計簿の同日の欄に記載された内容と符合していること、iii) 前述の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、請求者の母は、昭和51年度及び昭和52年度の国民年金保険料を納付済であることが確認できるところ、家計簿の6回の記載について、昭和51年度の6か月分の保険料額、昭和52年度の2か月分の保険料額（4回）及び同年度の4か月分の保険料額と一致している上、請求者の母の保険料であることを示す記載が2回確認できること、iv) 請求者及び請求者の家族のうち、母以外の者は、請求期間に国民年金の被保険者資格を取得していたことが確認できないことからすると、請求者の母の保険料に係る記載であると考えるのが自然である。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の任意加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、これを行ったとする請求者の母も既に亡くなっていることから、請求期間に係る具体的な状況が不明である。

加えて、前述の家計簿のほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100036号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2100011号

第1 結論

昭和53年*月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和55年3月まで

請求期間当時はA市の専門学校に在籍し、A市B区で住民登録をしていた。昭和55年3月に専門学校を卒業した後、母から、私の請求期間の国民年金保険料30万円程をA市にまとめて納付しておいたと聞いたが、請求期間の保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「専門学校を卒業した後、母から、私の請求期間の国民年金保険料30万円程をA市にまとめて納付しておいたと聞いた。」旨主張している。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続が行われた場合には、手帳記号番号が払い出されるところ、A市は、「請求者に手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。」旨回答している上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの氏名検索による調査を行ったものの、請求期間において請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録及び請求者に係るC町(現在は、D市)の国民年金被保険者名簿によると、請求者の手帳記号番号は、昭和62年1月頃にC町で払い出されたと推認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同月頃行われたと考えられるが、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない上、請求者が主張する保険料額は、請求期間の保険料額と大きく乖離している。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付

に關与していない上、これを行ったとする請求者の母も既に亡くなっていることから、請求期間に係る具体的な状況が不明である。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100037号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2100012号

第1 結論

昭和62年10月から昭和63年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年10月から昭和63年8月まで

請求期間について、昭和62年10月、A市のB道場に職員等として入り、勤務していた途中に国民健康保険なのか国民年金なのか分からないが、和尚の奥さんと一緒にA市役所で手続をした。国民健康保険証を使って歯の治療をしたことを覚えている。国民年金の加入手続をしているとしたら和尚の奥さんと思う。また、国民年金保険料は、和尚の奥さんか事務員が納付していたと思う。しかし、請求期間について、国民年金の記録では未納期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「A市のB道場に勤務していた途中に国民健康保険なのか国民年金なのか分からないが、和尚の奥さんと一緒にA市役所で手続をした。」旨記述しているところ、同市の国民健康保険の資格状況照会の記録によると、請求者は、昭和62年10月15日から昭和63年7月14日までの期間において国民健康保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、請求期間当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続が行われた場合には、手帳記号番号が払い出される場所、A市は、「請求者に手帳記号番号を払い出した形跡は確認できない。」旨回答している上、オンライン記録によると、請求期間において請求者に手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求期間当時においては、請求者に係る国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録及び請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者の手帳記号番号は、C市において払い出され、平成3年7月21日に国民年金被保険者資格を取得した処理が同年9月9日に行われていることが確認でき、請求者の基礎年金番号である手帳記号番号は、D市において払い出され、昭和61年4月1日（令和元年11月25日に昭和61年6月1日へ訂正処理）に同被保険者資格を取得した処理が平成11年2月18日（同年1月6日届出）に行われていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は平成3年9月頃及び平成11年1月に行われたと考えられ、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、B道場の事業主の妻は、「請求者のことを知っているが、一緒にA市役所へ行ったことはない。請求者をB道場に職員等として受入れはしていない。国民健康保険及び国民年金保険料のことは知らない。」旨回答している。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。